

Information

お知らせ ● 御代田町役場(代表) … 0267(32)3111

児童手当を2月13日(火)に 指定口座に振り込みます ご確認ください

平成29年10月分から平成30年1月分までの児童手当を2月13日(火)に指定口座に振り込みます。受給者の皆さまは入金をご確認ください。

支給額(1人当たり月額)

- 《3歳未満》 一律…15,000円
- 《3歳～小学校修了前》 第1、2子…10,000円 第3子以降…15,000円
- 《中学生》 一律…10,000円

住所を移された方へ マイナンバー通知カードの住所変更はお済みですか?

通知カード(マイナンバー、氏名等が記載された薄緑色の紙製のカード)をお持ちの方で、転入・転居のお手続きの際に通知カードを持参いただかなかった方は、通知カード裏に新しい住所を記載します

※所得制限を超過している受給者につきましては、児童

1人につき一律5,000円を支給します。お子さまの誕生日、中学生以下のお子さまが転入した場合、児童手当の手続きが必要ですので、忘れずにお願います。

問い合わせ先

町民課(ごも係) (32)3114

問い合わせ先

町民課住民係(32)3114

創業支援セミナー の実施について

町では、地域の活性化を図ることを目的とし、創業支援セミナーを開催します。受講料等はかかりませんので、お気軽にご参加ください。

【創業支援セミナー：応用編】

日程 1月27日～2月24日までの毎週土曜日、全5回

場所

エコールみよた2階 中会議室

対象

町内での創業を希望する方、創業後間もない方(先着20名)費用 テキスト代ほか全て無料

申し込み・問い合わせ先

産業経済課商工観光係 (32)3113

改正

長野県最低賃金

長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」(地域別最低賃金)が、平成29年10月1日から、時間額795円に改定されました。この機会に、ぜひ賃金の確認をしてみてください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当および家族手当などは含まれません。

また、最低賃金を一定額以上に引き上げた中小企業への支援制度として「業務改善助成金」があります。

詳しくは、最低賃金相談窓口までお問い合わせください。

問い合わせ先

長野労働局 小諸労働基準監督署 0267(22)1760

毎月5・15・25日は「心配ごと相談日」です。
場所 ハートピアみよた 時間 午前9時～12時
問い合わせ先 町社会福祉協議会 (32)1100

2月の主な納税 (税金などは納期限までに納めましょう)

- 国民健康保険税(9期分)
- 後期高齢者医療保険料(8期分)
- 介護保険料(8期分)
- 保育料(2月分)
- 町営住宅使用料(2月分)
- 下水道負担金(4期分)

- 上水道使用料(2月期分)
大口1月使用分・一般12・1月使用分
- 下水道使用料(2月期分)
大口1月使用分・一般12・1月使用分 町営水道区域
一般10・11月使用分 佐久水道区域
- 農集排使用料(2月期分)
10・11月使用分
- 個別排水使用料(2月期分)
12・1月使用分

納期限



地域活動の集い開催

第27回御代田町ボランティア

日時 2月18日(日)

午後1時30分～4時

場所

エコールみよた
あつもりホール

内容

- ①ボランティア活動報告
- ②ライブ&長野タルクの講話

メインゲスト



杉田あきひろ氏
NHK「おかあさんといっしょ」
9代目うたのおにいさん

主催

御代田町社会福祉協議会・
御代田町ボランティア連絡協
議会

運営

第27回御代田町ボランティア
ア地域活動の集い実行委員会

問い合わせ先

御代田町社会福祉協議会
(32)1100

宝くじの助成金により 備品を整備しました

宝くじの社会貢献広報事業
である一般財団法人自治総合
センター実施のコミュニティ
助成事業を活用し、栄町区
の備品を、整備しました。

今後、これらの備品を活用
して、コミュニティ活動の活
性化に向けた取り組みを進め
ていきます。

■栄町区

餅つき機や除雪機等を整備
しました。



除雪機



餅つき機

問い合わせ先

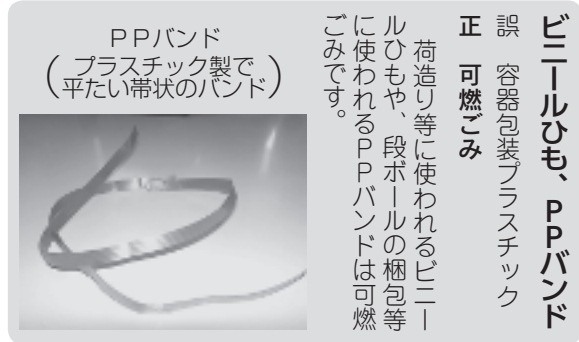
企画財政課地域振興係
(32)3112



ビニールひも、PPバンド

誤 容器包装プラスチック
正 可燃ごみ

荷造り等に使われるビニールひもや、段ボールの梱包等に
使われるPPバンドは可燃
ごみです。



PPバンド
(プラスチック製で、
平たい帯状のバンド)

容器包装プラスチック 品質評価結果のご報告

過日実施された御代田町の容
器包装プラスチックの品質評価
において、リサイクルするのに
問題ない品質である「A判定」で
した。町民の皆様の日々のご尽
力の賜物です。

今後ともよりよい循環型社会
形成のため、変わらぬご協力を
お願い申し上げます。

問い合わせ先

町民課環境衛生係(32)3114

ごんごんごんは農業委員会です

■農業委員会事務局(32)3113

ご存知ですか？ 農業者年金のメリット

- ①確定拠出型で長期に安定した制度です。
積立方式の確定拠出型年金です。加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることはありません。
- ②農業者の方は広く加入できます。
国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は、誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、また、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。脱退は、自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、支払った保険料は将来年金として受け取れます。
- ③保険料は自由に設定できます。
毎月の保険料は、2万円から最高6万7千円まで千円単位で自由に設定するこ
- ④80歳までの保証が付いた終身年金です。
年金は、終身で受け取れます。もし、80歳になられる前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から80歳になるまでに受け取る予定であった金額が、死亡一時金としてご遺族の方に支給されます。
- ⑤税制の優遇措置があります。
支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。更に、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。農業者年金への加入をご希望される方は、詳しい説明を聞きたい方は、農業委員会事務局までご連絡ください。